2024 年度 ユニコムプラザさがみはら「まちづくりモデル事業」募集要領

1. 趣旨

相模原市立市民・大学交流センター(以下「ユニコムプラザさがみはら」と呼ぶ)は、市民と大学・学生(以下、「大学」と呼ぶ)との連携により、地域課題の解決及び地域の活性化を促進する目的で、具体的テーマに基づき定期的に活動を行う団体を募集します。市民と大学の連携を前提に、地域課題の解決及び地域の活性化を目指す事業を「まちづくりモデル事業」として「ユニコムプラザさがみはら」が認定し、その事業を支援いたします。

2. 募集する事業

ア応募資格

- 1. 地域の課題解決、活性化に向けた具体的なテーマ(事業)を持っていること。
- 2. 事業を実施できる具体的な計画と実施態勢を備えていること。
- 3. 市民と大学の交流・連携を具体的に想定していること。
- 4. 「相模原市立市民・大学交流センター ユニコムプラザさがみはら団体登録募集要領」に沿い、団体登録がされていること。(但し、大学は団体登録なしで応募することができます。) ※詳細は、以下の URL をご参照ください。『ダウンロード→団体登録要領・申請書』

https://unicom-plaza.jp/download/index.html

イ 遵守事項

- 1. 学生や子どもを対象とする場合は、特に健全性と安全性に留意すること。
- 2. ボランティアを募集する場合は、倫理的な配慮をすること。
- 3. 事業で知りえた個人情報の転用、転載はしないこと。また流出を防ぐ措置を講ずること。
- 4. 「ユニコムプラザさがみはら」が定める利用規定を遵守すること。

3. 選定基準

以下の審査項目に基づいて、総合的な審査を行った上で選定します。

- 1. 主催者となる全員が、まちづくりモデル事業の趣旨を理解している。
- 2. 事業の運営態勢と事業計画(収支計画・実施計画含む)が整っている。
- 3. 事業を運営することで具体的な地域活性化の効果が期待できる。
- 4. 市民と大学の交流・連携による地域の活性化を具体的に想定している。
- 5. その他、継続的な事業遂行を妨げるリスクの有無など。

※審査は、応募書類および応募時のヒアリング内容により判断いたします。

4. 採択する予定事業数

・6団体程度を採択する予定です。

(参考)過去のテーマ例

高齢者支援、地域活性化、子ども・若者支援(子ども食堂、学習塾、技術継承等)、防災減災、 交通安全、環境対策、大学ゼミ活動など

※詳細は、ユニコムプラザさがみはらのホームページ「まちづくりモデル事業」をご覧ください。 (https://unicom-plaza.jp/model)

2024 年度 ユニコムプラザさがみはら「まちづくりモデル事業」募集要領

5. 認定期間

・2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間とします。

6. 支援内容

・施設利用料の減免(100%)

※実施場所は、原則「実習室1」とし、事業実施計画に基づき事前に調整の上、予約を行います。

※実習室1が既に予約済の場合は、活動日程もしくは実施場所の変更をお願いする場合があります。

• 広報支援

※広報内容により、広報さがみはら/Unicom Paper/Unicom Web サイトへの掲載、bono1F ショーケース、所内チラシ配架などを行います。

• 運営支援

※事業の円滑な運営を目的として、個別の相談を受けつけます。

・橋渡し支援

※主催団体の主体的な要望にもとづき、事業計画に沿った連携先を中心に、橋渡しを支援いた します。連携先の要望は、応募書類提出後にヒアリングにより確認させていただきます。

・イベントへの参加支援

※「まちづくりフェスタ」出展などの支援を行います。

6. 応募書類

以下の様式を提出してください。

- ・申請書 様式1
- · 収支予算書 様式2
- 事業実施計画書 様式3
- ※申請書等は、下記の HP よりダウンロードしてください。

https://unicom-plaza.jp/model

7. 募集期間

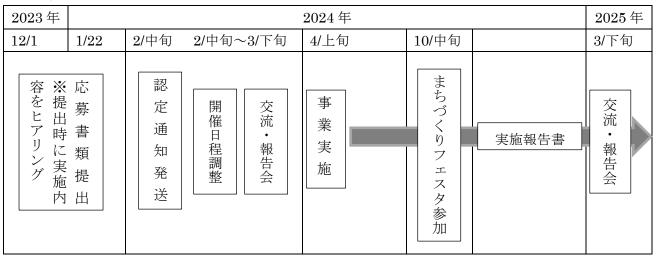
2023年12月1日(金)から2024年1月22日(月)まで。

8. 申請方法

・申請書をメール添付し、担当(中島: <u>nakajima@unicom-plaza.jp</u>) 宛に送付してください。 ※応募書類提出後に、事業内容についてヒアリングによる確認を行います。(対面、オンライン)

2024 年度 ユニコムプラザさがみはら「まちづくりモデル事業」募集要領

9. スケジュール



※スケジュールは、施設の都合により変更される場合があります。

10. 認定団体の公表

応募書類とヒアリング内容に基づいて審査をします。審査結果は、すみやかに応募者全員に連絡 し、認定団体については「ユニコムプラザさがみはら」のウェブサイトで公表します。

11. 認定の取り消し

以下に当てはまる場合、年度の途中であっても、「まちづくりモデル事業」の認定を取り消します。

- 1. 主催者の都合により、取消しの申し出があった場合。
- 2. 応募資格から外れた場合。
- 3. 事業計画から著しく逸れた活動になった場合。または、継続が困難と判断された場合。
- 4. 施設利用のルールが守られず、改善の意思がみられない場合。
- 5. ユニコムプラザさがみはらとの連絡、連携が著しく困難であり、モデル事業としての支援が 不可能と判断した場合。
- 6. 主催者の都合により施設利用の当日キャンセルが 3 回あった場合(当日参加者を集める企画で、参加者がいない場合は除く)。
- 7. 実施報告書(各回または月ごと)の提出が3回以上遅れた場合、または未提出の場合。

(2023年12月1日)

以上